

西伯町・会見町合併協議会 第1回協議会

日時： 平成 15 年 1 月 14 日（火）

午前 9 時 30 分

会場： 会見町役場 玄関及び 2 階会議室

会議次第

1. 開会
2. 規約の確認
3. 会長・副会長の選任
4. 会長、副会長あいさつ
5. 委嘱状交付及び委員の紹介
6. 合併協議会設置までの経緯及び経過について
7. 協議事項
 - (1) 西伯町・会見町合併協議会運営規程について
 - (2) 平成 14 年度西伯町・会見町合併協議会予算について
 - (3) 西伯町・会見町合併協議会協議項目の設定について
 - (4) その他
8. 今後のスケジュール（案）について
9. まちづくり委員の募集について
10. その他
11. 閉会

【添付資料】

1. 西伯町・会見町合併協議会 規約
2. 西伯町・会見町合併協議会 組織体制図
3. 協議会委員名簿

西伯町・会見町合併協議会設置までの経緯

平成 11 年 7 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「地方分権の推進を図るための関係法律整備等に関する法律(地方分権一括)」公布 ・ 「市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)」一部改正
12 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「地方分権一括法」施行
12 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥取県が「市町村合併についての考え方」提示 この中で3つの合併パターンが示され、3パターンとも西伯町・会見町の2町は一体として示される
平成 13 年 7 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西部4町(西伯、会見、岸本、溝口)合併研究会を総務課長レベルで設置し、行財政内容を調査・分析し、検討資料の作成に着手
5 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西部地域振興協議会合併問題等勉強会(西部14市町村)を合併担当課長レベルで設置し、行政財政内容を調査・分析し、検討資料の作成に着手
12 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西部4町合併研究会検討報告書提出(人口・職員・財政推計他、行政内容比較調書、行政グラフ) ・ 西部地域振興協議会合併問題等勉強会(西部14市町村)報告書提出(人口推計、行政組織、財政他)
平成 14 年 7 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西部地域市町村議員研修会 「市町村合併の意義と町づくり」について研修
11 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会見町議会特別委員会「西伯町との2町合併」の方針を決定
11 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西伯町議会特別委員会「会見町との2町合併」の方針を決定
12 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西伯町、会見町の各議会特別委員会で「西伯町・会見町合併協議会設立準備会」の設置を決定
12 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両町首長、議長が鳥取県知事に面談し、支援を要請
12 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回西伯町・会見町合併協議会設立準備会 西伯町、会見町の首長及び助役、議長、議員で構成。 準備会設置要綱、役員の選出、規約案、設立時期、協議会事務所の位置、組織体制等について協議
12 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西伯町、会見町の各議会において、西伯町・会見町合併協議会の設置について可決 ・ 鳥取県知事へ要請(合併重点支援地域への指定及び県職員派遣について、両町首長が要請)
12 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥取県知事へ要請(市町村振興課分権推進室室長へ、西伯町・会見町合併協議会委員の委嘱を要請)
12 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥取県より合併重点支援地域への指定(協議会発足日より)
平成 15 年 1 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西伯町・会見町合併協議会設置(発足式) 第1回西伯町・会見町合併協議会 合併協議会設置に伴う事務所の開設

西伯町・会見町合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西伯町・会見町合併協議会規約(以下「規約」という。)第10条第3項の規程に基づき、西伯町・会見町合併協議会の会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、委員の2分の1以上の賛同があるときは、公開しないことができるものとする。

2 会議の運営に際しては、公平・公正な協議の推進に努めるものとする。

(会長等の責務)

第3条 会長は、規約第10条第2項の規程により会議の議長となり、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(会議の進行)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、十分な議論を尽くした上で意見が分かれた場合は、会長の判断により出席委員の3分の2以上を持って決定とする。

2 前項の規程にかかわらず、協議会の運営、会議及び会議録の公開、非公開については、出席委員の2分の1以上をもって決定とする

3 会長は、協議事項を委員に事前提案し、説明を行うよう努めなければならない。

(傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、議長が別に定める。

(会議録)

第7条 議長は、次に掲げる事項を記録した会議録を調製するものとする。

(1) 開催日時及び場所

(2) 出席委員等の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) その他議長が必要と認めた事項

2 会議録は、協議会において定めた2名の委員が署名するものとする。

(会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議に提出された文書は、原則として公開するものとする。ただし、委員の半数以上の賛同があるときは、公開しないことができるものとする。

2 前項の公開は、議長が定める方法により行うものとする。

(規律)

第9条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならな

い。

2 会議の会場において、資料、新聞紙、文書等を配布する時は、議長の許可を得なければならない。

(関係者の出席)

第10条 議長は、必要があると認める時は、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年1月14日から施行し、同月14日から適用する。

平成14年度 西伯町・会見町合併協議会予算

平成14年度西伯町・会見町合併協議会の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,001千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳入歳出の流用)

第2条 平成14年度中当協議会の予算支出に当たり、款相互の金額は必要に応じて流用することができる。

平成15年1月14日 提出

西伯町・会見町合併協議会会長 坂本 昭文

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

款	項	金額(千円)
1.負担金		9,000
	1.負担金	9,000
2.諸収入		1
	1.預金利子	1
歳入合計		9,001

(歳出)

款	項	金額(千円)
1.運営費		5,543
	1.会議費	1,718
	2.事務費	3,825
2.事業費		3,234
	1.事業推進費	3,234
3.予備費		224
	1.予備費	224
歳出合計		9,001

平成 14 年度西伯町・会見町合併協議会歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1.負担金	9,000	0	9,000
2.諸収入	1	0	1
歳入合計	9,001	0	9,001

(歳出)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1.運営費	5,543	0	5,543
2.事業費	3,234	0	3,234
3.予備費	224	0	224
歳出合計	9,001	0	9,001

2. 歳入

(款) 1.負担金

(項) 1.負担金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1. 負担金	9,000	0	9,000	1. 合併協議会負担金	9,000	1. 会見町合併協議会負担金 4,500 2. 西伯町合併協議会負担金 4,500
計	9,000	0	9,000			

(款) 2.諸収入

(項) 1.預金利子

1. 預金利子	1	0	1	1. 預金利子	1	1. 預金利子 1
計	1	0	1			

2. 歳出

(款) 1. 運営費

(項) 1. 会議費

(単位 千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度の財源内訳			一般 財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国・県 支出金	地方債	その他				
1. 会議費	1,718	0	1,718	0	0	0	1,718	1. 報酬	465	1. 協議会委員 260 2. 小委員会 195 3. 監査員 10
								8. 報償費	10	8. 報償費 視察先土産等 10
								9. 旅費	782	2. 特別旅費 特別旅費 782
								11 需用費	191	1. 消耗品費 60 2. 印刷製本費 90 3. 会議賄 41
								13 委託料	260	2. 物件費等 会議録作成委託料 260
								14 使用料及 び賃借料	10	14 使用料及び賃借料 10
計	1,718	0	1,718	0	0	0	1,718			

										県職員給与等負担金	1,925
計	3,825	0	3,825	0	0	0	3,825				

(款) 2.事業費

(項) 1.事業推進費

1. 事業推進費	3,234	0	3,234	0	0	0	3,234	11. 需用費	149	1. 消耗品費	
										一般	25
										3. 印刷製本費	
										協議会だより他	124
								13. 委託料	3,041	2. 物件費	
										合併支援委託料	2,673
										HP 作成委託料	336
										インターネット管理委託料	32
								14. 使用料及び賃借料	44	14. 使用料及び賃借料	
										プロバイダー	44
計	3,234	0	3,234	0	0	0	3,234				

(款) 3.予備費

(項) 1.予備費

3. 予備費	224	0	224	0	0	0	224	1. 予備費	224	1. 予備費	224
計	224	0	224	0	0	0	224				

西伯町・会見町合併協議会 協議項目

1. 合併の方式に関する事
2. 合併の期日に関する事
3. 新町の名称に関する事
4. 新町の事務所の位置に関する事
5. 新町建設計画に関する事
6. 財産の取扱いに関する事
7. 議会議員の定数及び任期の取扱いに関する事
8. 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する事
9. 特別職の身分の取扱いに関する事
10. 一般職の職員の身分の取扱いに関する事
11. 条例、規則等の取扱いに関する事
12. 事務組織及び機構の取扱いに関する事
13. 広域連合等の取扱いに関する事
14. 地方税の取扱いに関する事
15. 使用料、手数料等の取扱いに関する事
16. 補助金、交付金等の取扱いに関する事
17. 字名の取扱いに関する事
18. 公共的団体の取扱いに関する事
19. 慣行の取扱いに関する事
20. 国民健康保険事業の取扱いに関する事
21. 介護保険事業の取扱いに関する事
22. 消防団の取扱いに関する事
23. 各種事務事業の取扱いに関する事
24. その他合併に関する事

西伯町・会見町合併協議会まちづくり委員の募集について

西伯町・会見町合併協議会では、合併後の約 10 年間にわたる新町建設計画を策定するにあたり、幅広く住民の皆さんからご意見・ご提言をいただくため「まちづくり委員会」を発足することとなりました。つきましては、まちづくり委員を募集します。

1. 募集人員 100 名程度（西伯町・会見町各 50 名程度）
 内訳 20 代 20 名程度、30 代 20 名程度、40 代 20 名程度
 50 代 20 名程度、60 歳以上 20 名程度（原則として男女同数）
 （応募状況によっては、年代構成・男女構成を調整することがあります。）
2. 応募資格 西伯町または会見町在住の 20 歳以上の方
3. 申し込み方法 住所・氏名・生年月日・性別・電話番号を書いて郵送または電子メールによる。
4. 申し込み先 西伯町・会見町合併協議会事務局（会見町役場内）
5. 申込締切 平成 15 年 2 月 28 日（金）
6. 会議の開催等 月 1 回程度（主に夜間又は休日等を開催） 無報酬とします。
7. 任 期 新町建設計画（まちづくり計画）の策定まで
8. その他 応募人員が多数の場合は抽選によって決定します。
 結果は、3 月 10 日頃通知します。